

公告一般-第14号  
平成28年1月15日

被保険者各位

日本郵船健康保険組合  
理事長 吉田 芳之



### 任意継続被保険者に適用する標準報酬決定の件

健康保険法第47条に規定に基づき、党健康保険組合加入の任意継続被保険者に適用する平成28年4月1日から平成29年3月31日までの標準報酬を、下記の通り決定したので、公告致します。

記

標準報酬            880,000円（第41等級）

（平成27年9月30日現在の全被保険者の平均標準報酬月額   ： 880,712円）

（注）退職時の標準報酬が880,000円より低い場合は、退職時の標準報酬が適用されます。

以上